

## 健康保険だより

## 国民健康保険・

## 後期高齢者医療保険証

## が更新されます

国民健康保険及び75歳以上の人の後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。(7月中に郵送します。)

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、お間違えのないようにして下さい。

## 保険証と高齢受給者証を

## 一体化しています

以前は70歳から75歳未満の方には、保険証とは別にハガキ大の高齢受給者証を交付しておりましたが、現在は高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付していますので、医療機関等を受診される時は、一体型の保険証のみを提示することに1割負担(現役並み所得者は3割負担)で受診できます。

## 限度額適用・減額認定申請を忘れずに

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、一部負担金や食事代が減額される認定証を交付しています。

認定証を持参することで、入院等の一部負担金は、平成25年度町民税の課税状況に応じた限度額(一般世帯の場合、81,000円+総医療費のうち267,000円を超えた部分の1%)までとなります。ただし、国民健康保険税に未納がないことが要件となります。また、食事代の減額は、町民税非課税世帯が対象となります。

すでに利用されている人も、これから利用する予定の人も8月中に認定証が更新されますので、新たに申請が必要となります。特に、現在入院中の人がいる世帯は、8月末日までに更新の手続きをお願いします。

◎お問い合わせ 町民課国保年金係 ☎2113

## 非自発的失業者の

## 国民健康保険税を軽減

リストラや倒産などにより失業した方について、届出により国民健康保険税を軽減します。

## ○対象

65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方(雇用保険の特受給資格者)、または雇止めなどにより離職した方(雇用保険の特受給資格者)で、失業給付を受ける方

## ○軽減内容

対象者の給与所得を30/100として保険税を算定します。

## ○対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

## ○手続方法

雇用保険受給資格者証、世帯主の印鑑を、町民課税務係まで持参して下さい。

◎お問い合わせ 町民課税務係 ☎2112

## 年金だより

国民年金の保険料は15,040円(平成25年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除または一部免除(一部納付)制度」をご利用ください。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

一部納付する場合の月々の保険料額(平成25年度)は次のとおりです。

- ・ 4分の3免除 ↓ 3,760円
- ・ 2分の1免除 ↓ 7,520円
- ・ 4分の1免除 ↓ 11,280円

一部納付制度は、一部免除された保険料が納付されない場合、未納と同じになるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。また、障害や死亡などの不測の事態の場合に年金を受け取ることができなくなるなどがあるので、必ず一部保険料を納付してください。

申請は、町民課国保年金係 ☎2113まで。